

本「案」は、職種別意見交換会での検討を経て、検討結果を反映した現段階の「案」であり、変更の可能性がある

職種分野別の労務費の基準値(案)

職種別意見交換会の実施状況

- 令和6年11月以降、型枠、鉄筋、住宅分野から意見交換を開始し、これまで計25の職種別意見交換会を実施。
- 職種別意見交換会では、各業界の実情に応じた「労務費の基準値」の示し方や、これに当たっての留意点、実効性確保の具体策について議論。
- 令和7年12月公表分に加え、**今回、11職種分野35工種(作業)について、「労務費の基準値案」を提示。**(建設業許可業種全29業種中19業種の何らかの作業に対応)
- 引き続き調整中の職種から検討を進めつつ、その他の職種についても業界団体からの意向を踏まえて順次対応。

開催した職種別意見交換会と構成員※1

※1記載順は、職種は開催順・団体名は五十音順
 ※2引き続き調整中の基準値を含む

凡例 ○ : 公表済み (R7年12月時点) ● : 今回提示

(全職種共通)建設産業専門団体連合会、全国建設業協会、 全国中小建設業協会、日本建設業連合会	板金・ 屋根ふき ●	全日本瓦工事業連盟、日本金属屋根協会、 日本建築板金協会
型枠 ○	解体 ●	全国解体工事業団体連合会
鉄筋 ○	鉄骨	鉄骨建設業協会
住宅分野 ○	トンネル	日本推進技術協会、日本トンネル専門工事業協会
左官 ○	防水 ●	全国防水工事業協会
電気 ○	潜かん ○	日本圧気技術協会
計装 ●	さく岩 ●	日本発破・破砕協会
塗装 ●	切断穿孔 ○	ダイヤモンド工事業協同組合
内装 ●	タイル・ サッシ・ ガラス※2 ●	建築開口部協会、全国板硝子工事協同組合連合会、 全国板硝子商工協同組合連合会、全国タイル業協会、 日本サッシ協会、日本タイル煉瓦工事工業会
空調衛生 ○	エクステリア ●	日本エクステリア建設業協会
とび・土工 ●	橋梁 ○	日本橋梁建設協会、日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会、 プレストレスト・コンクリート建設業協会、 プレストレスト・コンクリート工事業協会
	警備 ○	全国警備業協会
	造園 ○	日本造園組合連合会、日本造園建設業協会
	上下水道 ●	全国管工事業協同組合連合会、日本管路更生工法品質確保協会
	土間	日本左官業組合連合会、日本土間業組合連合会

「労務費の基準値」の作成に向けた検討状況

- 意見交換会を行った職種分野について、建設業の許可区分に当てはめると以下の通り。今回提示する基準値案が公表されれば、全29業種中19業種で何らかの基準値が作成される見込み。(定量的な設定が困難なものは定性的な場合もある。)
- 基準値の定めのない職種分野も、「労務費に関する基準」に沿った「適正な労務費」を確保する必要性に変わりはない。

前回提示済みの職種						今回提示する職種					調整中の職種	
型枠	鉄筋	住宅分野	左官	電工	とび・土工	とび・土工	計装	塗装	内装	板金・屋根ふき	鉄骨	トンネル
空調衛生	潜かん	切断穿孔	橋梁	警備	造園	解体	防水	さく岩	タイル・カー・ガラス	エクステリア	上下水道	土間

※1 職種の記載順は、意見交換会開催順

建設業の種類	「労務費の基準値」の検討状況				建設業の種類	「労務費の基準値」の検討状況	
土木工事業					しゅんせつ工事業		
建築工事業					板金工事業	住宅分野	板金・屋根ふき
大工工事業	型枠	住宅分野			ガラス工事業	タイル・カー・ガラス	
左官工事業	左官	住宅分野	土間		塗装工事業	橋梁	塗装
とび・土工工事業	潜かん	橋梁			防水工事業	防水	
	住宅分野	とび・土工	切断穿孔		内装仕上工事業	住宅分野	内装
	トンネル	さく岩	エクステリア	土間	機械器具設置工事業		
					熱絶縁工事業		
石工事業	エクステリア				電気通信工事業		
屋根工事業	住宅分野	板金・屋根ふき	※2		造園工事業	造園	
電気工事業	住宅分野	電工	計装		さく井工事業		
管工事業	住宅分野	空調衛生	上下水道	計装	建具工事業	住宅分野	タイル・カー・ガラス
タイル・れんが・ブロック工事業	タイル・カー・ガラス	エクステリア			水道施設工事業	上下水道	
鋼構造物工事業	橋梁	鉄骨			消防施設工事業		
鉄筋工事業	鉄筋	住宅分野			清掃施設工事業		
舗装工事業					解体工事業	解体	

※2 第11回労務費に関する基準ワーキンググループで提示した住宅歩掛調査結果から抽出したものの

- 各職種分野の「労務費の基準値」に共通する留意事項P.4
- 労務費に関する基準を踏まえた「労務費の基準値」の公表P.5
- 労務費の基準値（案）
 - 計装工事における労務費の基準値（案）P.6
 - 塗装工事における労務費の基準値（案）P.11
 - 内装工事における労務費の基準値（案）P.13
 - とび・土工工事における地下水位低下工事の労務費の基準値（案）P.21
 - 板金・屋根ふき工事における労務費の基準値（案）P.24
 - 解体工事における労務費の基準値（案）P.32
 - 防水工事における労務費の基準値（案）P.34
 - さく岩工事における労務費の基準値（案）P.38
 - タイル・サッシ・ガラス工事における労務費の基準値（案）P.41
 - エクステリア工事における労務費の基準値（案）P.44
 - 上下水道工事における労務費の基準値（案）P.48

各職種分野の「労務費の基準値」に共通する留意事項

- 各職種分野の「労務費の基準値」は、
「**公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準の賃金原資を担保することができる労務費を公共工事・民間工事を問わず確保される必要がある**」との考えの下、

(1日8時間当たり労務単価である) 公共工事設計労務単価×歩掛

という計算方法で、標準的な規格・仕様について示したものである。

- したがって、個々の契約においては、契約当事者間で、この考え・計算方法を基本として、**具体的な作業内容や施工条件等を踏まえ、個別に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要**である。
- 「労務費の基準値」は、技能者の賃金相当分（法定福利費の個人負担分を含む）のみを指すもので、**労務費以外の「経費」は含まれない**ことに留意することが必要である。

労務費に関する基準を踏まえた「労務費の基準値」の公表

- 価格交渉における、本基準に沿った適正な労務費の確保をより円滑に進めるため、国土交通省において、**職種分野別に、本基準を踏まえた適正な労務費の具体値を、トンあたり、平米あたり等の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。**
- 基準値は、専門工事業団体・元請建設業団体・国土交通省から成る「職種別意見交換会」等を経て決定。
- 基準値は、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の値とし、個別の請負契約においては、**受注者が現場ごとに本基準値を踏まえて労務費等を適正に見積もること、また、注文者がそれを尊重することが必要。**

※基準値の定めのない職種分野においても、本基準の基本的考え方に沿った「適正な労務費」を確保する必要性に変わりはない。

基準値のフォーマット

※建築工事の原則パターン

工事の種類	●●工事			
標準的な規格・仕様	□□□			
条件	××の種類	×××		
	△△の種類	△△△		
労務費の基準値(例)	1,754(円/m ²)(例)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 ×設計労務単価 (円/m ²)
	●●工	0.05	30,000	1,500.00
	■作業員	0.01	25,400	254.00
	合計			1,754.00

設計労務単価：令和〇年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による
 労務歩掛：◇◇◇◇による
 （内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの）
 「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】
 □□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業

【条件】
 ・条件は以下の通り。
 ××の種類：×××
 △△の種類：△△△
 ・◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】
 ・主な作業内容としては、上記条件における□□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 ……（例えば、作業に当たっての制約要件（作業場所の広さ等）など【条件】を補足する内容を記載することを想定）を基本とする

基準値の例

職種分野	基準値	適用条件等
鉄筋工事 (建築)	71,472円/t	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の鉄筋の工場加工及び現場組立、コンクリート打設時における合番 条件： RCラーメン構造、階高3.5～4.0m程度、形状単純 等
型枠工事 (建築)	5,291円/m ²	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の合板型枠の加工及び組立、コンクリート打設時の合番、型枠点検及び保守、型枠の取外し 条件： 普通合板型枠、ラーメン構造・地上軸部、階高3.5～4.0m程度 等

※職種分野別に代表的な基準値（東京都の例）を例示
 ※基準値は個別の請負契約においてそのまま適用できるものではなく、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、具体的な作業内容や施工条件等を踏まえ、基準値を補正して労務費を算出する必要がある。

計装工事における 労務費の基準値(案)

計装工事における自動制御設備工事の労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類	自動制御設備工事(配線工事、電線管工事、制御機器取付工事)					
標準的な規格・仕様	配線工事:制御用ケーブル					
	電線管工事:電線管					
	制御機器取付工事:制御機器取付(検出器)					
労務費の基準値(案)	X, Y, Z					
	作業内容	条件	職種	施工単位当たり歩掛	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価
	配線工事	●● △△	電工	α 人・日/m	34,300	α×34,300(A) (円/m) X
	電線管工事	●● △△	電工	β 人・日/m	34,300	β×34,300(B) (円/m) Y
	制御機器取付工事	●● △△	電工	γ 人・日/台	34,300	γ×34,300(C) (円/台) Z

補足事項

当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積った歩掛による。
技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

・ 労務費の算定にあたっては、各作業の単価に工事に応じた必要な数量を乗じる必要がある。

【計算例】

- X : A (円/m) × 当該計装工事に必要な当該配線の数量(m)
 - Y : B (円/m) × 当該計装工事に必要な当該電線管の数量(m)
 - Z : C (円/台) × 当該計装工事に必要な当該制御機器の数量(台)
- (A、B、C：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)

【代表的な歩掛の作業内容】

計装工事における自動制御設備工事について適用

【条件】

・ 上表ではX、Y、Zのみを記載しているが、それ以外の作業がある場合、当該作業の分も計上する必要がある。

<配線工事>

・ 条件は以下の通り。

- の種類：●●
- △△の種類：△△

・ ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

<電線管工事>

・ 条件は以下の通り。

- の種類：●●
- △△の種類：△△

・ ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

<制御機器取付工事>

・ 条件は以下の通り。

- の種類：●●
- △△の種類：△△

・ ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】

- ・ 主な作業内容としては、上記条件における自動制御設備工事を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・ 自動制御設備工事の作業内容は現場ごとに多岐にわたるところ、契約当事者間での本基準の活用に当たっては、建物用途・建物構造・階高等に留意して作業内容・現場条件に合致した補正を行う必要がある。
- ・ 電線・ケーブルの分岐、接続、絶縁抵抗試験及び回路表示、機器への接続は、現場毎に考慮する必要がある。
- ・ ケーブルラックの垂直部の長さ、水平部の曲り部の数、建屋の貫通部処理の有無は、現場毎に考慮する必要がある。
- ・ 設備の種類、仕様は、現場毎に考慮する必要がある。
- ・ 機器の取り付けに伴う結線作業、スタクションの取付基礎の有無は、現場毎に考慮する必要がある。

計装工事における導圧配管工事の労務費の基準値(案):東京都の例

補足事項

当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

工事の種類	導圧配管工事					
標準的な規格・仕様	圧力配管用炭素鋼鋼管					
労務費の基準値(案)	Z					
	作業内容	条件	職種	施工単位当たり歩掛	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価
	導圧配管 工事	●● △△	溶接工	α 人・日/m	38,100	α×38,100(A) (円/m)
			配管工	β 人・日/m	30,100	β×30,100(B) (円/m)

Z

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積った歩掛による。
技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

・ 労務費の算定にあたっては、各作業の単価に工事に応じた必要な数量を乗じる必要がある。

【計算例】

Z：A+Bの合計値(円/m) × 当該計装工事に必要な当該導圧配管の数量(m)
(A、B：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)

【代表的な歩掛の作業内容】

計装工事における導圧配管工事について適用

【条件】

・ 上表ではZのみを記載しているが、それ以外の作業がある場合、当該作業の分も計上する必要がある。

<導圧配管工事>

・ 条件は以下の通り。

●●の種類：●●

△△の種類：△△

◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】

- ・ 主な作業内容としては、上記条件における導圧配管工事を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・ 導圧配管工事の作業内容は現場ごとに多岐にわたるところ、契約当事者間での本基準の活用に当たっては、建物用途・建物構造・階高等に留意して作業内容・現場条件に合致した補正を行う必要がある。
- ・ 配管の種類、呼び径は、現場毎に考慮する必要がある。
- ・ 現場内小運搬、通気、通水又は耐圧試験、建屋の貫通部処理の有無は、現場毎に考慮する必要がある。
- ・ 防爆区域(火気使用禁止区域)での作業や、材料の厚さの違いは、現場毎に考慮する必要がある。

計装工事における空気配管工事の労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類	空気配管工事					
標準的な規格・仕様	配管用炭素鋼鋼管					
労務費の基準値(案)	Z					
	作業内容	条件	職種	施工単位当たり歩掛	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価
	空気配管 工事	●● △△	配管工	α 人・日/m	30,100	α×30,100(A) (円/m) Z

補足事項

当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積った歩掛による。
技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

・ 労務費の算定にあたっては、各作業の単価に工事に応じた必要な数量を乗じる必要がある。

【計算例】

Z: A(円/m) × 当該計装工事に必要な当該空気配管の数量(m)
(A: 作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)

【代表的な歩掛の作業内容】

計装工事における空気配管工事について適用

【条件】

- ・ 上表ではZのみを記載しているが、それ以外の作業がある場合、当該作業の分も計上する必要がある。
- ・ <空気配管工事>
- ・ 条件は以下の通り。
 - の種類: ●●
 - △△の種類: △△
- ・ ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】

- ・ 主な作業内容としては、上記条件における空気配管工事を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・ 空気配管工事の作業内容は現場ごとに多岐にわたるところ、契約当事者間での本基準の活用に当たっては、建物用途・建物構造・階高等に留意して作業内容・現場条件に合致した補正を行う必要がある。
- ・ 配管の種類、呼び径は、現場毎に考慮する必要がある。
- ・ 場内小運搬、配管の曲げ方法、配管支持金物の取付の有無は、現場毎に考慮する必要がある。

計装工事における盤据付工事の労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類	盤据付工事					
標準的な規格・仕様	自動制御盤類					
労務費の基準値(案)	Z					
	作業内容	条件	職種	施工単位当たり歩掛	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価
	盤据付工事	●● △△	電工	α 人・日/面	34,300	α×34,300(A) (円/面) Z

補足事項

当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積った歩掛による。
技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

・ 労務費の算定にあたっては、各作業の単価に工事に応じた必要な数量を乗じる必要がある。

【計算例】

Z: A(円/面) × 当該計装工事に必要な当該自動制御盤の数量(面)
(A: 作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)

【代表的な歩掛の作業内容】

計装工事における盤据付工事について適用

【条件】

・ 上表ではZのみを記載しているが、それ以外の作業がある場合、当該作業の分も計上する必要がある。

<盤据付工事>

・ 条件は以下の通り。

●●の種類: ●●

△△の種類: △△

・ ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】

- ・ 主な作業内容としては、上記条件における盤据付工事を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・ 盤据付工事の作業内容は現場ごとに多岐にわたるところ、契約当事者間での本基準の活用に当たっては、建物用途・建物構造・階高等に留意して作業内容・現場条件に合致した補正を行う必要がある。
- ・ 設備の種類、形式は、現場毎に考慮する必要がある。
- ・ 結線の有無、自動制御盤の構造、盤内機器の放熱を考慮した通気口又は換気装置（小動物等が侵入し難い構造とする。）の設置の有無は、現場毎に考慮する必要がある。

塗装工事における 労務費の基準値(案)

塗装工事(建築)における塗装工事の労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		塗装工事			
標準的な規格・仕様		EP塗り			
条件	(●●の種類)	●●			
	(△△の種類)	△△			
労務費の基準値(案)		A+Bの合計値(作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m ²)	
	塗装工	α	36,500	α×36,500(A)	
	■■工	β	■■工の単価	β×■■工の単価(B)	
	合計				A+B

補足事項

当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。
技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

【代表的な歩掛の作業内容】

建築工事における塗装工事のEP塗り

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - の種類：●●
 - △△の種類：△△
- ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における塗装工事のEP塗りを想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 新築と塗り替え、だみ込みの有無、下地の種類、天井面・壁面等の施工部位の違い、異なる素材が接する面の塗り分けの有無、つや出しの有無、内部か外部などの条件の違いは、現場毎で考慮する必要がある。
- 建築物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

内装工事における 労務費の基準値(案)

内装工事(建築)における間仕切下地の労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		間仕切下地		
標準的な規格・仕様		軽量鉄骨壁下地		
条件	(●●の種類)	●●		
	(△△の種類)	△△		
労務費の基準値(案)		A+Bの合計値(作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)		
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m ²)
	内装工	α	34,400	α×34,400(A)
	■■工	β	■■工の単価	β×■■工の単価(B)
	合計			A+B

補足事項

当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。
技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

【代表的な歩掛の作業内容】

建築工事における内装工事の軽量鉄骨壁下地に適用

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - の種類：●●
 - △△の種類：△△
- ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における内装工事の軽量鉄骨壁下地を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 以下の個別条件については、現場毎に考慮する必要がある。
 - * 墨出しの有無（親墨からの子墨、各開口墨）
 - * 足場の有無、足場上での作業性
 - * 柱型・梁施工の有無
 - * 役物の有無、形状
 - * 発生材処分費（発生材の場外搬出及び処分費）
- 建築物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

内装工事(建築)におけるボード張りの労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		ボード張り		
標準的な規格・仕様		せっこうボード張り		
条件	(●●の種類)	●●		
	(△△の種類)	△△		
労務費の基準値(案)		A+Bの合計値(作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)		
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m ²)
	内装工	α	34,400	α×34,400(A)
	■■工	β	■■工の単価	β×■■工の単価(B)
	合計			A+B

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。
技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

補足事項

当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

【代表的な歩掛の作業内容】

建築工事における内装工事のせっこうボード張りに適用

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - の種類：●●
 - △△の種類：△△
- ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における内装工事のせっこうボード張りを想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 以下の個別条件については、現場毎に考慮する必要がある。
 - * 施工部位（天井面・壁面等）
 - * 墨出しの有無（親墨からの子墨、各開口墨）
 - * 足場の有無、足場上での作業性
 - * 柱型・梁施工の有無
 - * 役物の有無、形状
 - * 発生材処分費（発生材の場外搬出及び処分費）
- 建築物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

内装工事(建築)における壁装(クロス)の労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		壁装(クロス)			
標準的な規格・仕様		壁紙張り			
条件	(施工部位)	壁			
	(壁紙の種類)	プラスチック程度			
労務費の基準値(案)		860(円/m²)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m ²)	日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日)
	内装工	0.02500	34,400	860.00	40 m ² /人・日
	合計			860.00	=1 ÷ 0.025 人・日/m ²

補足事項
 当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。
補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。
 「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】
 建築工事における内装工事の壁紙張りに適用

- 【条件】**
- 条件は以下の通り。
 施工部位：壁
 壁紙種別：プラスチック程度
 - 素地ごしらは除く。
 - 場内小運搬を含む。

- 【留意点】**
- 主な作業内容としては、上記条件における内装工事の壁紙張りを想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - 官庁施設（事務庁舎など）の新築建築工事を想定している。施工対象物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

内装工事(建築)における化粧シート張りの労務費の基準値(案) : 東京都の例 国土交通省

工事の種類		化粧シート張り			
標準的な規格・仕様		壁化粧シート張り			
条件	(施工部位)	壁			
	(施工面)	金属製建具			
労務費の基準値(案)		3,784(円/m ²)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m ²)	日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日)
	内装工	0.11000	34,400	3,784.00	9.09 m ² /人・日
	合計			3,784.00	=1÷0.11 人・日/m ²

補足事項

当該職種の適用条件等は、「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価 : 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による。

労務歩掛 : 営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り(令和7年度版)による。

補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。

「日当たり作業量(参考値)」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】

建築工事における内装工事の壁化粧シート張りに適用

【条件】

- 条件は以下の通り。
施工部位 : 壁
施工面 : 金属製建具
- 下地処理を含む。
- 場内小運搬を含む。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における内装工事の壁化粧シート張りを想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 官庁施設(事務庁舎など)の新築建築工事を想定している。施工対象物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

内装工事(建築)における床工事の労務費の基準値(案)①:東京都の例

工事の種類		床工事		
標準的な規格・仕様		ビニル床タイル張り		
条件	(●●の種類)	●●		
	(△△の種類)	△△		
労務費の基準値(案)		A+Bの合計値(作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)		
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m ²)
	内装工	α	34,400	$\alpha \times 34,400$ (A)
	■■工	β	■■工の単価	$\beta \times \text{■■工の単価}$ (B)
	合計			A+B

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。
技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

補足事項

当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

【代表的な歩掛の作業内容】

建築工事における内装工事のビニル床タイル張りに適用

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - の種類：●●
 - △△の種類：△△
- ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における内装工事のビニル床タイル張りを想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
(例) 寒中（12月～2月頃を目途）施工の場合は、塩ビ材料の特性上、施工手間が増大する 等
- 施工面積等の施工規模により施工効率への影響が想定される場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 以下の個別条件については、現場毎に考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - * 開口部の箇所数
 - * ビニル床タイルの種類（材質、厚み、大きさなど）
 - * 下地の種類や状態
 - * 施工方法（別柄による貼り分けや加工の有無など）
 - * 荷揚げの有無
 - * 場内小運搬（水平小運搬）、場外の運搬の有無
 - * 持込材管理（持込材の集積・片付け・管理）の有無
 - * 発生材処理（指定場所への集積）の有無
 - * 発生材処分費（発生材の場外搬出及び処分費）の有無
 - * 内装クリーニングの有無
 - * 足場設置の有無
 - * 養生、片付け・清掃などの有無
- 建築物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

内装工事(建築)における床工事の労務費の基準値(案)②:東京都の例

補足事項

当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

工事の種類		床工事		
標準的な規格・仕様		ビニル床シート張り		
条件	(●●の種類)	●●		
	(△△の種類)	△△		
労務費の基準値(案)		A+Bの合計値(作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)		
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m ²)
	内装工	α	34,400	$\alpha \times 34,400$ (A)
	■■工	β	■■工の単価	$\beta \times \text{■■工の単価}$ (B)
	合計			A+B

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。

技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

【代表的な歩掛の作業内容】

建築工事における内装工事のビニル床シート張りに適用

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - の種類：●●
 - △△の種類：△△
- ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における内装工事のビニル床シート張りを想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
(例) 寒中（12月～2月頃を目途）施工の場合は、塩ビ材料の特性上、施工手間が増大する 等
- 施工面積等の施工規模により施工効率への影響が想定される場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 以下の個別条件については、現場毎に考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - * 開口部の箇所数
 - * ビニル床シートの種類（材質、厚み、大きさなど）
 - * 下地の種類や状態
 - * 施工方法（別柄による貼り分けや加工の有無など）
 - * 荷揚げの有無
 - * 場内小運搬（水平小運搬）、場外の運搬の有無
 - * 持込材管理（持込材の集積・片付け・管理）の有無
 - * 発生材処理（指定場所への集積）の有無
 - * 発生材処分費（発生材の場外搬出及び処分費）の有無
 - * 内装クリーニングの有無
 - * 足場設置の有無
 - * 養生、片付け・清掃などの有無
- 建築物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

内装工事(建築)における畳工の労務費の基準値(案):東京都の例

補足事項

当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

工事の種類		畳工事			
標準的な規格・仕様		畳敷き			
条件	(施工部位)	一畳			
労務費の基準値(案)		1,535(円/枚)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/枚)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/枚)	日当たり作業量 (参考値) (枚/人・日)
	特殊作業員	0.05000	30,700	1,535.00	20 枚/人・日
	合計			1,535.00	=1÷0.05 人・日/枚

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。

補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。

「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】

建築工事における内装工の畳敷きについて適用する

【条件】

- 条件は以下の通り
 - 畳の種類：一畳
- 畳の現場採寸を含む。
- 場内小運搬を含む。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における内装工の畳敷きを想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 階上への昇降作業の有無や方法は、現場毎に考慮する必要がある。
- 官庁施設（事務庁舎など）の新築建築工事を想定している。施工対象物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

とび・土工工事における地下水位低下工事の 労務費の基準値(案)

とび・土工工事(土木)における地下水位低下工事の労務費の基準値(案)①

工事の種類		地下水位低下工事			
標準的な規格・仕様		ウエルポイント設置・撤去			
条件	(作業区分)	設置,撤去			
	(施工規模)	100本未満			
	(サンドフィルター使用の有無)	有			
労務費の基準値(案)		10,543(円/本)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/本)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/本)	
	土木一般世話役	0.04500	34,400	1,548.00	
	特殊作業員	0.12500	30,700	3,837.50	
	普通作業員	0.19100	27,000	5,157.00	
	合計				10,542.50

補足事項

当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準積算基準書」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：令和7年度土木工事標準積算基準書による。

[補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。]

【代表的な歩掛の作業内容】

構造物等の掘削工事におけるウエルポイント工。
地下水低下工法の一つで、真空効果を利用して強制的に土中の水を抜き取る工法である。

【条件】

- ・条件は以下の通り
 作業区分：設置、撤去
 施工規模：100本未満
 サンドフィルター使用の有無：有
- ・ウエルポイントの設置及び撤去を両方向う場合の費用である。
- ・歩掛に含まれる作業は以下の通り。
 [設置] ウエルポイント組立・打込み、ヘッダーライン設置までである。
 [撤去] ヘッダーライン撤去、ウエルポイント引抜き・解体までである。
 (用語の説明)
 ウエルポイント……ウエルポイント、ライザーパイプ、スイングジョイント
 ヘッダーライン……ヘッダーパイプ、ヘッダーカップリング、エルボ、チーズ等
- ・現場内小運搬を含む。
- ・スパーナー、パイプレンチ、チェンソー、ペンチ、水位計の工具費、ジェット装置の損料、及びトラック（クレーン装置付）運転の費用は含まない。

【留意点】

- ・主な作業内容としては、上記条件におけるウエルポイントの設置及び撤去を両方向う場合を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・ヘッダーパイプの長さ、ライザーパイプの長さ、ウエルポイントピッチの数等は現場毎に考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・上記条件について、施工規模としては100本未満を想定しているが、現場毎の本数に応じて適切な補正を行う必要がある。
- ・地層の違いによる歩掛の違いや、先行掘削の要否については、現場毎に考慮する必要がある。
- ・本表の数字は、土木工事におけるウエルポイント設置・撤去に係るものである。建築工事の労務費については、本表の数字を参考にしつつ、個別に具体的な作業内容や施工条件を踏まえ、基準値に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要。

とび・土工工事(土木)における地下水位低下工事の労務費の基準値(案)②

工事の種類		地下水位低下工事(土木)			
標準的な規格・仕様		ウエルポイントポンプ設置・撤去			
条件	(作業区分)	設置・撤去			
労務費の基準値(案)		113,810(円/組)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/組)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/組)	
	土木一般世話役	0.40000	34,400	13,760.00	
	特殊作業員	1.50000	30,700	46,050.00	
	普通作業員	2.00000	27,000	54,000.00	
	合計			113,810.00	

補足事項

当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準積算基準書」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：令和7年度土木工事標準積算基準書による。

[補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。]

【代表的な歩掛の作業内容】

構造物等の掘削工事におけるウエルポイント工。
地下水低下工法の一つで、真空効果を利用して強制的に土中の水を抜き取る工法である。

【条件】

- 条件は以下の通り
作業区分:設置、撤去
- ウエルポイントポンプのゲートバルブから放流パイプまでの設置及び撤去を両方行う場合の費用である。
(用語の説明)
ウエルポイントポンプ（1組）……バキュームポンプ、ヒューガルポンプ、セパレートタンク、チャッキバルブ、ゲートバルブ、ノッチタンク、放流パイプ等
- 現場内小運搬を含む。
- 放流パイプの損料、スパナ、パイプレンチ、チェンソー、ベンチ、水位計の工具費、及びトラック（クレーン装置付）運転の費用は含まない。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件におけるウエルポイントポンプのゲートバルブから放流パイプまでの設置及び撤去を両方行う場合を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 重機進入の可否、平地・整地の状況、湿地・ぬかるみの有無、水源や排水場所の距離は、現場毎に考慮する必要がある。
- 本表の数字は、土木工事におけるウエルポイントポンプ設置・撤去に係るものである。建築工事の労務費については、本表の数字を参考にしつつ、個別に具体的な作業内容や施工条件を踏まえ、基準値に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要。

板金・屋根ふき工事における 労務費の基準値(案)

板金・屋根ふき工事（建築）における樋工事の労務費の基準値（案）：東京都の例

工事の種類		樋工事			
標準的な規格・仕様		硬質ポリ塩化ビニル管とい			
条件	(といの種類)	硬質ポリ塩化ビニル管とい			
	(といの径)	径100mm			
労務費の基準値(案)		2,255(円/m)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m)	日当たり作業量 (参考値) (m/人・日) 15.87 m/人・日 =1÷0.063 人・日/m
	板金工	0.06300	35,800	2,255.40	
	合計			2,255.40	

補足事項

当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。

補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。

「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】

建築工事における建築構造物等の硬質ポリ塩化ビニル管といの設置に適用

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - といの種類：硬質ポリ塩化ビニル管とい
 - といの径：100mm
- 場内小運搬を含む。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における樋工事の硬質ポリ塩化ビニル管といを想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 施工箇所が点在し、連続作業が不可能な場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 官庁施設（事務庁舎など）の新築建築工事を想定している。建築物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

板金・屋根ふき工事（住宅）における樋工事の労務費の基準値(案)①：東京都の例

工事の種類		樋工事			
標準的な規格・仕様		硬質ポリ塩化ビニルとい			
条件	(施工部位)	樋(縦樋、軒樋)			
	(材料)	硬質ポリ塩化ビニルとい			
労務費の基準値(案)		1,346(円/m)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛	設計労務単価	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価	日当たり作業量 (参考値)
		(人・日/m)	(円/人・日)	(円/m)	(m/人・日)
	板金工	0.03761	35,800	1,346.43	26.59 m/人・日)
	合計			1,346.43	=1÷0.03761 人・日/m)

補足事項
 当該職種の適用条件等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：国土交通省令和7年度戸建住宅歩掛調査結果(平均値)による。

[補足「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。]

【代表的な歩掛の作業内容】

住宅工事における硬質ポリ塩化ビニルといの設置作業

【条件】

- ・上記基準値の調査条件は以下の通り。
 対象：新築戸建住宅
 構造：木造
 階数：2階建
 建物形状：方形
 屋根形状：切妻屋根
 延べ床面積：100m²程度
 個別設計の有無：有（注文住宅）
 施工部位：樋（縦樋、軒樋）
 材料：硬質ポリ塩化ビニルとい

【留意点】

- ・基準値の調査条件は上で示す通りのため、運用に当たっては現場条件を考慮する必要がある。
- ・主な作業内容として建物の新設工事における以下の内容を想定しているが、特殊な気候条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - *組立設置（縦樋・軒樋の加工・設置）
 - *荷揚げ（施工場所への積み込み、積下ろし手間）を含む
 - *持込材管理（持込材の集積・片付け・管理）を含む
 - *発生材処理（指定場所への集積）を含む
 - *発生材処分費（発生材の場外搬出及び処分費）は含まない
 - *足場は含まない
 - *養生、片付け・清掃などを含む

板金・屋根ふき工事（住宅）における樋工事の労務費の基準値(案)②：東京都の例

工事の種類		樋工事			
標準的な規格・仕様		ガルバリウム鋼板とい			
条件	(施工部位)	樋(縦樋、軒樋)			
	(材料)	ガルバリウム鋼板とい			
労務費の基準値(案)		1,476(円/m)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m)	日当たり作業量 (参考値) (m/人・日)
	配管工	0.04904	30,100	1,476.10	20.39 m/人・日)
	合計			1,476.10	=1÷0.04904 人・日/m)

補足事項
 当該職種の適用条件等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：国土交通省令和7年度戸建住宅歩掛調査結果(平均値)による。

[補足「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。]

【代表的な歩掛の作業内容】

住宅工事におけるガルバリウム鋼板といの設置作業

【条件】

- ・上記基準値の調査条件は以下の通り。
 対象：新築戸建住宅
 構造：木造
 階数：2階建
 建物形状：方形
 屋根形状：切妻屋根
 延べ床面積：100m²程度
 個別設計の有無：有（注文住宅）
 施工部位：樋（縦樋、軒樋）
 材料：ガルバリウム鋼板とい

【留意点】

- ・基準値の調査条件は上で示す通りのため、運用に当たっては現場条件を考慮する必要がある。
- ・主な作業内容として建物の新設工事における以下の内容を想定しているが、特殊な気候条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - *組立設置（縦樋・軒樋の加工・設置）
 - *荷揚げ（施工場所への積み込み、積下ろし手間）を含む
 - *持込材管理（持込材の集積・片付け・管理）を含む
 - *発生材処理（指定場所への集積）を含む
 - *発生材処分費（発生材の場外搬出及び処分費）は含まない
 - *足場は含まない
 - *養生、片付け・清掃などを含む

板金・屋根ふき工事（建築）における屋根工事の労務費の基準値（案）：東京都の例

工事の種類		屋根工事		
標準的な規格・仕様		金属屋根工事		
条件	(●●の種類)	●●		
	(△△の種類)	△△		
労務費の基準値(案)		A+Bの合計値(作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)		
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m ²)
	板金工	α	35,800	α×35,800(A)
	■■工	β	■■工の単価	β×■■工の単価(B)
	合計			A+B

補足事項

当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。
技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

【代表的な歩掛の作業内容】

建築工事における屋根工事の金属屋根工事

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - の種類：●●
 - △△の種類：△△
- ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における屋根工事の金属屋根工事を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 屋根の形状、面積、勾配、また、屋根葺き材の違いは、現場毎に考慮する必要がある。
- 施工箇所が点在し、連続作業が不可能な場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 建築物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

板金・屋根ふき工事（住宅）における屋根工事の労務費の基準値（案）①：東京都の例

工事の種類		屋根工事			
標準的な規格・仕様		金属屋根工事			
条件	(施工部位)	屋根			
	(屋根種別)	ガルバリウム鋼板			
	(屋根形状)	切妻屋根			
労務費の基準値(案)		3,406(円/m²)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m ²)	日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日)
	板金工	0.09513	35,800	3,405.65	10.51 m ² /人・日
	合計			3,405.65	=1÷0.09513 人・日/m ²

補足事項

当該職種の適用条件等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：国土交通省令和7年度戸建住宅歩掛調査結果(平均値)による。

[補足「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。]

【代表的な歩掛の作業内容】

住宅工事における屋根工事の金属屋根工事

【条件】

・上記基準値の調査条件は以下の通り。

- 対象：新築戸建住宅
- 構造：木造
- 階数：2階建
- 建物形状：方形
- 屋根形状：切妻屋根
- 延べ床面積：100m²程度
- 個別設計の有無：有（注文住宅）
- 材料：ガルバリウム鋼板

【留意点】

- ・基準値の調査条件は上で示す通りのため、運用に当たっては現場条件を考慮する必要がある。
- ・主な作業内容として建物の新設工事における以下の内容を想定しているが、特殊な気候条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - *加工設置（軒先・ケラバの板金加工・設置、屋根材設置、棟板金設置）
 - *荷揚げ（施工場所への積込み、積下ろし手間）を含む
 - *持込材管理（持込材の集積・片付け・管理）を含む
 - *発生材処理（指定場所への集積）を含む
 - *発生材処分費（発生材の場外搬出及び処分費）は含まない
 - *足場は含まない
 - *樋の設置は含まない
 - *養生、片付け・清掃などを含む

板金・屋根ふき工事（住宅）における屋根工事の労務費の基準値(案)②：東京都の例

工事の種類		屋根工事			
標準的な規格・仕様		瓦屋根工事(J形)			
条件	(施工部位)	屋根			
	(屋根種別)	瓦屋根(J形)			
	(屋根形状)	切妻屋根			
労務費の基準値(案)		A(円/m ²)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m ²)	日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日)
	屋根ふき工	0.09279	屋根ふき工の単価	0.09279 ×屋根ふき工の単価(A)	10.78 m ² /人・日
	合計			A	=1÷0.09279 人・日/m ²

補足事項
当該職種の適用条件等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
 （東京の屋根ふき工については、公共事業労務費調査（令和7年10月調査）において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価の設定がない。）
労務歩掛：国土交通省令和7年度戸建住宅歩掛調査結果(平均値)による。
 [補足「日当たり作業量(参考値)」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。]

【代表的な歩掛の作業内容】
住宅工事における屋根工事の瓦屋根工事(J形)

【条件】
・上記基準値の調査条件は以下の通り。
 対象：新築戸建住宅
 階数：2階建
 建物形状：方形
 屋根形状：切妻屋根
 延べ床面積：100m²程度
 施工部位：屋根
 屋根種別：瓦屋根（J形）

【留意点】
 ・基準値の調査条件は上で示す通りのため、運用に当たっては現場条件を考慮する必要がある。
 ・主な作業内容として建物の新設工事における以下の内容を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 *瓦工事（J形）における瓦設置前のルーフィング敷設、木棧設置、瓦設置
 *荷揚げ（施工場所への積込み、積下ろし手間）を含む。ただし、建物の立地条件により現場毎で考慮し、適切な補正をする必要がある
 *持込材管理（持込材の集積・片付け・管理）を含む
 *発生材処理（指定場所への集積）を含む
 *発生材処分費（発生材の場外搬出及び処分費）は含まない
 *足場設置は含まない
 *樋の設置は含まない
 *養生、片付け・清掃などを含む
 ・屋根勾配・下屋の有無・軒部・袖部・棟部の段数等の各部位の仕様については、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 ・東京の屋根ふき工については、公共事業労務費調査（令和7年10月調査）において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価の設定がない。については、個別の請負契約における労務費の見積りに当たっては、各地方整備局や地方公共団体が公共工事の発注のために独自に示している労務単価や、他の都道府県の労務単価等も参考にして、個別に交渉を行うこと。

板金・屋根ふき工事（住宅）における屋根工事の労務費の基準値（案）③：東京都の例

工事の種類		屋根工事			
標準的な規格・仕様		瓦屋根工事(F形)			
条件	(施工部位)	屋根			
	(屋根種別)	瓦屋根(F形)			
	(屋根形状)	切妻屋根			
労務費の基準値(案)		A(円/m ²)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m ²)	日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日)
	屋根ふき工	0.05692	屋根ふき工の単価	0.05692 ×屋根ふき工の単価(A)	17.57 m ² /人・日
	合計				A =1÷0.05692 人・日/m ²

補足事項

当該職種の適用条件等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
 （東京の屋根ふき工については、公共事業労務費調査（令和7年10月調査）において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価の設定がない。）

労務歩掛：国土交通省令和7年度戸建住宅歩掛調査結果(平均値)による。
 [補足「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。]

【代表的な歩掛の作業内容】
 住宅工事における屋根工事の瓦屋根工事(F形)

【条件】

- ・上記基準値の調査条件は以下の通り。
- 対象：新築戸建住宅
- 階数：2階建
- 建物形状：方形
- 屋根形状：切妻屋根
- 延べ床面積：100m²程度
- 施工部位：屋根
- 屋根種別：瓦屋根（F形）

【留意点】

- ・基準値の調査条件は上で示す通りのため、運用に当たっては現場条件を考慮する必要がある。
- ・主な作業内容として建物の新設工事における以下の内容を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- *瓦工事（F形）における瓦設置前のルーフィング敷設、木棧設置、瓦設置
- *荷揚げ（施工場所への積み込み、積下ろし手間）を含む。ただし、建物の立地条件により現場毎で考慮し、適切な補正をする必要がある
- *持込材管理（持込材の集積・片付け・管理）を含む
- *発生材処理（指定場所への集積）を含む
- *発生材処分費（発生材の場外搬出及び処分費）は含まない
- *足場設置は含まない
- *樋の設置は含まない
- *養生、片付け・清掃などを含む
- ・屋根勾配・下屋の有無・軒部・袖部・棟部の段数等の各部位の仕様については、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・東京の屋根ふき工については、公共事業労務費調査（令和7年10月調査）において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価の設定がない。については、個別の請負契約における労務費の見積りに当たっては、各地方整備局や地方公共団体が公共工事の発注のために独自に示している労務単価や、他の都道府県の労務単価等も参考にし、個別に交渉を行うこと。

解体工事における 労務費の基準値(案)

解体工事における非木造解体工事の労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類		非木造解体工事		
標準的な規格・仕様		RC造解体		
条件	(●●の種類)	●●		
	(△△の種類)	△△		
労務費の基準値(案)		A+B+C+D+Eの合計値(作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)		
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m ²)
	土木一般世話役	α	34,400	α×34,400(A)
	運転手(特殊)	β	31,100	β×31,100(B)
	特殊作業員	γ	30,700	γ×30,700(C)
	普通作業員	δ	27,000	δ×27,000(D)
	■■工	ε	■■工の単価	ε×■■工の単価(E)
	合計			

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。
 技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

補足事項

当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

【代表的な歩掛の作業内容】

非木造解体工事におけるRC造解体に適用

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - の種類：●●
 - △△の種類：△△
- ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における非木造解体工事のRC造解体を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- アスベストの有無や地下部の有無、解体工法（階上解体又は地上解体等）は、現場毎で考慮する必要がある。
- 必要な補正を行う際には、以下の結果を考慮する必要がある。
 - *対象建築物等の設計図面の確認 *敷地内のスペース（車両駐車、重機稼働等）の確認
 - *搬出入経路の確認 *近隣状況（振動、騒音、粉じん等の影響）の確認
 - *通学路、交通量、近隣施設（幼稚園、老人ホーム、公共施設等）の確認
 - *産廃施設の受け入れ基準（量、品目、選別方法等）の確認
- 建築物の構造種別や用途、形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

防水工事における 労務費の基準値(案)

防水工事(建築)における防水工事の労務費の基準値(案)① : 東京都の例

補足事項

当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

工事の種類		防水工事			
標準的な規格・仕様		アスファルト防水			
条件	(●●の種類)	●●			
	(△△の種類)	△△			
労務費の基準値(案)		A+Bの合計値(作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m ²)	
	防水工	α	38,200	α×38,200(A)	
	■■工	β	■■工の単価	β×■■工の単価(B)	
	合計				A+B

設計労務単価 : 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による。

労務歩掛 : 作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。
技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

【代表的な歩掛の作業内容】

建築工事における防水工事のアスファルト防水に適用

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - の種類: ●●
 - △△の種類: △△
- ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における防水工事のアスファルト防水を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 施工箇所、部位、工法、工程、使用材料等の違いを考慮する必要がある。
- 建築物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

防水工事(建築)における防水工事の労務費の基準値(案)② : 東京都の例

補足事項

当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

工事の種類		防水工事			
標準的な規格・仕様		塗膜防水			
条件	(●●の種類)	●●			
	(△△の種類)	△△			
労務費の基準値(案)		A+Bの合計値(作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m ²)	
	防水工	α	38,200	α×38,200(A)	
	■■工	β	■■工の単価	β×■■工の単価(B)	
	合計				A+B

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。
技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

【代表的な歩掛の作業内容】

建築工事における防水工事の塗膜防水に適用

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - の種類：●●
 - △△の種類：△△
- ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における防水工事の塗膜防水を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 施工箇所、部位、工法、工程、使用材料等の違いを考慮する必要がある。
- 建築物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

工事の種類		シーリング工事			
標準的な規格・仕様		シーリング			
条件	(●●の種類)	●●			
	(△△の種類)	△△			
労務費の基準値(案)		A+Bの合計値(作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m)	
	防水工	α	38,200	$\alpha \times 38,200$ (A)	
	■■工	β	■■工の単価	$\beta \times \text{■■工の単価}$ (B)	
	合計				A+B

補足事項
 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価 : 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価(東京)による。
労務歩掛 : 作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。
 技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

【代表的な歩掛の作業内容】
 建築工事における防水工事のシーリングに適用

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - の種類: ●●
 - △△の種類: △△
- ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における防水工事のシーリングを想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ゴンドラや高所作業車など仮設足場の違い、施工部位、使用材料、シーリング幅・深さ等の違いを考慮する必要がある。
- 建築物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

さく岩工事における 労務費の基準値(案)

さく岩工事(ダム)におけるさく岩工事(ダム掘削)の労務費の基準値(案):東京都の例

工事の種類	さく岩工事(ダム掘削)			
標準的な規格・仕様	掘削			
条件	(ブルドーザ掘削ずり落し有無)	ブルドーザ掘削ずり落し無		
	(土質区分)	軟岩II		
	(ベンチ高区分)	5.0m		
	(火薬(含水爆薬)規格)	含水爆薬(坑内用)100g(大口)		
	(火薬(含水爆薬)使用量)	標準		
	(火薬(AN-FO)規格)	AN-FO(バラ)(大口)		
	(火薬(AN-FO)使用量)	標準		
	(雷管企画)	DSD.MSD2-5段脚線長4.5m(大口)		
労務費の基準値(案)	962(円/m3)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m3)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m3)
	土木一般世話役	0.00500	34,400	172.00
	さく岩工	0.00800	42,000	336.00
	特殊作業員	0.00600	30,700	184.20
	普通作業員	0.01000	27,000	270.00
	合計			962.20

補足事項

当該職種の適用条件等は、国土交通省「ダム工事積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：令和7年度ダム工事積算基準による。

[補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したものを。]

【代表的な歩掛の作業内容】

ダム工事における岩石掘削（火薬掘削）のうち、本ベンチカット掘削

【条件】

- 条件は以下の通り
 - ブルドーザ掘削ずり落し有無：無
 - 土質区分：軟岩II
 - ベンチ高区分：5.0m
 - 火薬(含水爆薬)規格：含水爆薬(坑内用)100g(大口)
 - 火薬(含水爆薬)使用量：標準
 - 火薬(AN-FO)規格：AN-FO(バラ)(大口)
 - 火薬(AN-FO)使用量：標準
 - 雷管企画：DSD.MSD2-5段脚線長4.5m(大口)
- 施工機械は、以下を標準とし、その運転労務を含む
 - クローラドリル〔油圧式〕〔搭乗式〕ドリフタ質量150kg級

- フィルダムの監査廊は含まない。
- 河床の転石及びコンクリート用骨材の本体・原石山掘削については、必要に応じて岩石小割を計上する。
- ダンプトラックへの積込、運搬は含まない。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件におけるダム工事の岩石掘削（火薬掘削）のうち、本ベンチカット掘削を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 本体掘削の火薬の使用量は、河床掘削量、湧水箇所等の条件がダムによって異なるので、積上げてこれに小雨時における掘削を考慮して、標準値を補正する必要がある。
- 通常よりも施工規模が小さい場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

さく岩工事(土木)におけるさく岩工事(土工)の労務費の基準値(案): 東京都の例

補足事項
 当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準積算基準書」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

工事の種類		さく岩工事(土工)			
標準的な規格・仕様		掘削			
条件	(土質)	硬岩			
	(施工方法)	オープンカット			
	(火薬使用)	火薬使用			
労務費の基準値(案)		785(円/m3)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m3)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m3)	
	さく岩工	0.00680	42,000	285.60	
	特殊作業員	0.00680	30,700	208.76	
	運転手(特殊)	0.00580	31,100	180.38	
	土木一般世話役	0.00320	34,400	110.08	
	合計			784.82	

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：令和7年度施工パッケージ型積算方式標準単価表参考資料による。
 [補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。]

【代表的な歩掛の作業内容】

道路、河川工事等における硬岩の掘削における、火薬併用リッパ掘削

【条件】

- 条件は以下の通り。
 土質：硬岩
 施工方法：オープンカット
 火薬使用：可
- 施工機械は、以下を標準とし、その運転労務を含む。
 クローラドリル [油圧式] [搭乗式] ドリフタ質量150kg級
 ブルドーザ [リッパ装置付] 32t級
 バックホウ (クローラ型) [標準型] 山積0.8m3 (平積0.6m3)
- 30m以内の工区内運搬を含む。
- 掘削箇所に大型ブレーカが入り作業出来る場合、もしくは火薬を使用する場合を標準とし、その材料費は含まない。
- 火薬の標準的な使用量は、1日当り含水爆薬13.4 kg、AN-FO19.5 kgを標準とする。
- 盛土等に流用するための小割りに破砕が再度必要となった場合は、小割りに要する費用は別途考慮する。

【適用できない条件】

- 以下の場合には適用できない。
 海上・水上作業における掘削
 砂防、ダム、トンネルの本体工事の岩掘削
 情報ボックス工の設置工事の掘削
 電線共同溝工事における掘削

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における硬岩の火薬併用リッパ掘削を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 通常よりも施工規模が小さい場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

タイル・サッシ・ガラス工事における 労務費の基準値(案)

タイル・サッシ・ガラス工事(建築)におけるタイル工事の労務費の基準値(案) : 東京都の例

工事の種類		タイル工事			
標準的な規格・仕様		床タイル張り			
条件	(タイルの種類)	一般床タイル			
	(タイルの寸法)	150mm角			
労務費の基準値(案)		7,712(円/m ²)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m ²)	日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日) 3.57 m ² /人・日 =1÷0.28 人・日/m ²
	タイル工	0.19000	27,800	5,282.00	
	普通作業員	0.09000	27,000	2,430.00	
	合計			7,712.00	

補足事項

当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）による。

補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。

「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】

建築工事におけるタイル工事の床タイル張りについて適用する

【条件】

- ・ 条件は以下の通り
 - タイルの種類：一般床タイル
 - タイルの寸法：150mm角
- ・ タイルの洗い手間を含む。
- ・ 敷き（下地）モルタルは含まない。
- ・ 階段部、蹴上部、立上り部は含まない。
- ・ 場内小運搬を含む。

【留意点】

- ・ 主な作業内容としては、上記条件におけるタイル工事の床タイル張りを想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・ タイルの種類、寸法、施工方法等の条件の違いは、現場毎で考慮する必要がある。
- ・ 通常よりも施工規模が小さい場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ・ 官庁施設（事務庁舎など）の新築建築工事を想定している。施工対象物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

タイル・サッシ・ガラス工事(建築)におけるガラス工場の労務費の基準値(案): 東京都の例

工事の種類		ガラス工事			
標準的な規格・仕様		板ガラス取付け			
条件	(●●の種類)	●●			
	(△△の種類)	△△			
労務費の基準値(案)		A+Bの合計値(作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m ²)	
	ガラス工	α	33,400	α×33,400(A)	
	■■工	β	■■工の単価	β×■■工の単価(B)	
	合計				A+B

補足事項

当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。
技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

【代表的な歩掛の作業内容】

建築工事におけるガラス工場の板ガラス取付け

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - の種類：●●
 - △△の種類：△△
- ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件におけるガラス工場の板ガラス取付けを想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 1枚当たりのガラスの面積や長辺の長さ、重量、ガラスの種類については、現場毎で考慮する必要がある。
- 通常よりも施工規模が小さい場合は、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 建築物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

エクステリア工事における 労務費の基準値(案)

工事の種類		石張工			
標準的な規格・仕様		平石張			
条件	(作業区分)	舗装・床張り			
	(平石の形状区分)	方形石			
労務費の基準値(案)		6,911(円/m ²)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m ²)	
	石工	0.08900	33,100	2,945.90	
	普通作業員	0.10100	27,000	2,727.00	
	土木一般世話役	0.03600	34,400	1,238.40	
	合計			6,911.30	

補足事項

当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準積算基準書」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：令和7年度施工パッケージ型積算方式標準単価表参考資料による。

[補足 内訳の職種も同基準に沿ったもので計算過程を示したもの。]

【代表的な歩掛の作業内容】

一般土木及び公園工事で施工する遊歩道、歩道、広場等の舗装・床張、階段（踏面幅1,200mm以下、蹴上高400mm以下）及び壁張における平石張工。
 平石張とは、平石を敷（張付け）モルタルの上に張っていく工法であり、平石には乱形石と方形石がある。
 方形石は長方形、又は正方形に加工した平石である。
 平石張に使用される石には鉄平石、青石、丹波石、御影石等がある。

【条件】

- 条件は以下の通り。
 作業区分：舗装・床張り
 平石の形状区分：方形石
- 材料、施工方法が以下の場合に適用できる。
 平石材料は、短辺100mm以上、長辺1,500mm以下、厚さ25～120mm、質量60kgまで（石材1枚当り）
 目地幅が、平均10mm程度の場合
- モルタル敷込、モルタル塗り、平石敷設、端部処理、モルタル目地詰め、仕上げ及び資材の現場内小運搬（運搬距離20m程度）を含む。
- クレーン等が必要な場合は別途計上する。

【適用できない条件】

施工箇所が法面の場合には適用できない。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における石張工の平石張を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 作業内容、施工条件は現場毎に考慮する必要がある。

エクステリア工事（建築）における外構フェンス工事の労務費の基準値（案）①

工事の種類		外構フェンス工事			
標準的な規格・仕様		建築用コンクリートブロック積み			
条件	(●●の種類)	●●			
	(△△の種類)	△△			
労務費の基準値(案)		A+Bの合計値(作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛	設計労務単価	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価	
		(人・日/m)	(円/人・日)	(円/m)	
	建築ブロック工	α	建築ブロック工の単価	$\alpha \times$ 建築ブロック工の単価(A)	
	■■工	β	■■工の単価	$\beta \times$ ■■工の単価(B)	
	合計			A+B	

補足事項
 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
 （東京の建築ブロック工については、公共事業労務費調査（令和7年10月調査）において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価の設定がない。）
労務歩掛：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。
 技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

【代表的な歩掛の作業内容】
 建築工事における外構フェンス工事の建築用コンクリートブロック積みに適用

【条件】
 ・条件は以下の通り。
 ●●の種類：●●
 △△の種類：△△
 ・◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】
 ・主な作業内容としては、上記条件における外構フェンス工事の建築用コンクリートブロック積みを想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 ・施工条件、フェンスの種類、高さ等の違いを考慮する必要がある。
 ・建築物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。
 ・東京の建築ブロック工については、公共事業労務費調査（令和7年10月調査）において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価の設定がない。については、個別の請負契約における労務費の見積りに当たっては、各地方整備局や地方公共団体が公共工事の発注のために独自に示している労務単価や、他の都道府県の労務単価等も参考にして、個別に交渉を行うこと。

エクステリア工事（建築）における外構フェンス工事の労務費の基準値（案）②

工事の種類		外構フェンス工事			
標準的な規格・仕様		フェンス建込み			
条件	(●●の種類)	●●			
	(△△の種類)	△△			
労務費の基準値(案)		A+Bの合計値(作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m)	
	特殊作業員	α	30,700	$\alpha \times 30,700 (A)$	
	■■工	β	■■工の単価	$\beta \times \text{■■工の単価} (B)$	
	合計			A+B	

補足事項
 当該職種の留意点等は、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。
労務歩掛：作業内容・施工条件等に照らして適正に見積もった歩掛による。
 技能者の職種の内訳も、作業内容・施工条件等に照らして適切に設定。

【代表的な歩掛の作業内容】
 建築工事における外構フェンス工事のフェンス建込みに適用

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - の種類：●●
 - △△の種類：△△
- ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における外構フェンス工事のフェンス建込みを想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- 施工条件、フェンスの種類、高さ等の違いを考慮する必要がある。
- 建築物の用途や形状、規模等の違いを考慮する必要がある。

上下水道工事における 労務費の基準値(案)

補足事項

当該職種の適用条件等は、国土交通省「水道施設整備費に係る歩掛表」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

工事の種類		管布設工事		
標準的な規格・仕様		吊込み据付(機械力)		
条件	(種目)	鋳鉄管		
	(呼び径(mm))	100		
労務費の基準値(案)		1,036(円/m)		
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m)
	特殊作業員	0.00700	30,700	214.90
	普通作業員	0.01300	27,000	351.00
	トラック(クレーン装置付)運転 (運転手(特殊))	0.01512	31,100	470.23
	合計			1,036.13

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：令和8年度水道施設整備費に係る歩掛表による。

[補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したものの。]

【代表的な歩掛の作業内容】

上水道工事における鋳鉄管布設工のうちの吊込み据付（機械力）

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - 種目：鋳鉄管
 - 呼び径（mm）：100
- 施工機械は、トラック（クレーン装置付）4t積 吊能力2.9t吊を標準とし、その運転労務を含む。
- 一般配管の標準を示したもので、現場の状況に応じて別途考慮する。
- 歩掛は、運搬距離20m程度の現場内小運転を含む。
- 掘削、接合、埋戻等は別途計上する。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件における鋳鉄管布設工のうちの吊込み据付（機械力）を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
- ポリエチレンスリーブ施工などは、現場毎に考慮する必要がある。
- 施工場所の環境（施工箇所が市街地や道路の交差点、埋設物の有無等）は、現場毎に考慮し、適切な補正を行う必要がある。

上下水道工事（下水道）における管路更生工事の労務費の基準値(案)①：東京都の例

工事の種類		管路更生工事			
標準的な規格・仕様		製管工			
条件	(種目)	管きよ内面被覆工(製管工法)			
	(呼び径(mm))	400			
労務費の基準値(案)		654(円/m)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m)	
	土木一般世話役	0.00370	34,400	127.28	
	特殊作業員	0.00740	30,700	227.18	
	普通作業員	0.01111	27,000	299.97	
	合計			654.43	

補足事項

当該職種の適用条件等は、公益社団法人 日本下水道協会「下水道用設計標準歩掛表」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：令和7年度下水道用設計標準歩掛表による。

[補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。]

【代表的な歩掛の作業内容】

下水道工事の管きよ更生工における管きよ内面被覆工(製管工法)のマンホール内に設置した製管機により更生管材を製管し、既設管内に更生管を挿入する作業

【条件】

- 条件は以下の通り。
 - 種目：管きよ内面被覆工（製管工法）
 - 呼び径（mm）：400
- 下水道管路の既設管内に更生管材（硬質塩化ビニル材など）を製管し、既設管と更生管の隙間に裏込材を充填し、既設管と更生管が一体となった複合管を築造する場合の製管作業について適用できる。
- 管きよ内での人力作業を伴わない場合に適用できる。
- 更生管材融着工、裏込め、仕上、仮設備は別途計上する。

【留意点】

- 主な作業内容としては、上記条件の管きよ更生工における管きよ内面被覆工(製管工法)の製管工を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

上下水道工事（下水道）における管路更生工事の労務費の基準値(案)②：東京都の例

工事の種類		管路更生工事			
標準的な規格・仕様		反転・引込工			
条件	(種目)	管きよ内面被覆工(反転・形成工法)			
	(呼び径(mm))	400			
	(更生延長)	25m			
労務費の基準値(案)		1,168(円/m)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m)	
	土木一般世話役	0.00500	34,400	172.00	
	特殊作業員	0.01000	30,700	307.00	
	普通作業員	0.01500	27,000	405.00	
	トラック(クレーン装置付)運転 (運転手(特殊))	0.00500	31,100	155.50	
	反転・引込車運転 (運転手(一般))	0.00500	25,600	128.00	
	合計				1,167.50

補足事項

当該職種の適用条件等は、公益社団法人 日本下水道協会「下水道用設計標準歩掛表」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討し、その検討結果を反映している。

設計労務単価：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による。

労務歩掛：令和7年度下水道用設計標準歩掛表による。

[補足 内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの。]

【代表的な歩掛の作業内容】

下水道工事の管きよ更生工における管きよ内面被覆工(反転・形成工法)の更生管材を、空気圧または水圧によって既設管内に反転挿入、あるいはウインチ等を用いて既設管内に引込挿入及び拡径する作業(更生管材の設置及び予備過熱等の前処理を含む)

【条件】

・条件は以下の通り。

種目：管きよ内面被覆工（反転・形成工法）

呼び径（mm）：400

更生延長：25m

・施工機械は以下を標準とし、その運転労務を含む。

トラック（クレーン装置付）4t級、2.9t吊り

反転・引込車 4t、154kw

・下水道管路の既設管内に硬化性樹脂を含ませた繊維質の材料、プラスチックの材料または塩化ビニル製の材料等を、加圧反転あるいは引込によって挿入し、管内で加圧状態のまま熱、光、冷却または常温で硬化させ、管内面に密着した更生管（自立管）を形成する場合に適用できる。

・管きよ内での人力作業を伴わない場合に適用できる。

・硬化・形成工、仕上、仮設備は別途計上する。

【留意点】

・主な作業内容としては、上記条件の管きよ更生工における管きよ内面被覆工(反転・形成工法)の反転・引込工を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。